

高等教育修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）に関する省令について



文部科学省

大学等における修学の支援に関する法律が令和元年5月に成立・公布。これを受け、取り急ぎ施行準備に必要な事項を規定した政省令を同年6月に公布済。今回は、残りの必要事項について政省令に規定する。

省令に規定する主な内容（案）

- 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）
- 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）

◆ 支援対象者の要件のうち、学業成績に係るものについて、斟酌すべきやむを得ない事情が

ある場合の特例措置

◆ 大学等ごとの支援の状況（受給状況・警告等）の公表

◆ 家計が急変した学生等に対する支援

◆ その他

- 支援の開始、終了等を月単位の処理とすること
- 所要事項に関して支援対象者からの届出を求めること
- 必要な書類等の提出や届出がなければ支援を停止すること など